



千葉労働局発表
令和3年12月10日(金)

【照会先】

千葉労働局労働基準部監督課
監督課長 市倉 健人
主任監察監督官 渡辺 由美子
(代表電話) 043-221-2304

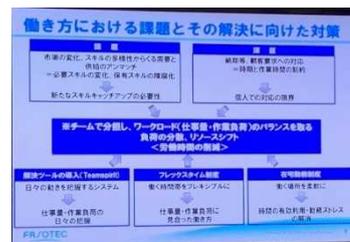
報道関係者 各位

千葉労働局長による「ベストプラクティス企業」への職場訪問
～11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として～

千葉労働局長（江原由明）は、「過重労働解消キャンペーン」期間中の11月22日(月)に、ベストプラクティス企業（長時間労働の削減に向けて積極的な取組を行っている企業）である、株式会社ファソテック（情報通信業。従業員230人。千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンB棟21階）を訪問し、取組の状況などについて竹内代表取締役社長ほかの方々から説明を受けました。



左から多田取締役企画管理部長、江原労働局長、竹内代表取締役社長、人事チーム高橋氏、日野人事チームリーダー



働き方における課題と解決に向けた対策について説明を受けている様子

竹内代表取締役社長からは、自社の企業行動指針に定める「社員満足度を高め安全で働きやすい職場環境の確保」を実践するため、オフィス環境の整備はもとより、テレワークとフレックスタイム制の同時導入により、個々の従業員の生活スタイルに合致した柔軟な勤務時間の選択を可能とし、もって、従業員のワーク・ライフバランスの確保を図ることを通じ、従業員満足度と労働生産性の向上の両立に成功しているとの御説明を頂きました。

また、竹内社長は、テレワークやフレックスタイム制の導入・運用において「個々の従業員のワーク・ライフバランスの確保に配慮することはもとより、従業員同士が対面でも協働できるように工夫することにより、新たな発想から高い付加価値を生み出す機会を確保し、もって、高いレベルで従業員が挑戦し続けることができるようにすることが肝要」との意見を述べられました。

今回のベストプラクティス企業訪問では、働き方改革に取り組むに当たり、従業員満足度と労働生産性の向上を両立させるためのヒントが得られ、大変有意義なものとなりました。（ベストプラクティス企業における取組状況等の詳細は別紙のとおり）

ベストプラクティス企業における取組状況等

1 各種実績（直近3年間の平均）

- (1) 所定外労働時間 15.7時間
- (2) 年次有給休暇取得率 74.7%

2 働き方改革に関する各種の取組

(1) 労働条件の整備

- ア テレワークとフレックスタイム制の導入による柔軟な労働時間制度の設定
- イ 導入に当たっては、社内勉強会開催、労働基準監督署や社会保険労務士への法令適合性確認、社内システムの変更検討など、周到的な準備を実施

(2) 時間外労働削減

- ア 仕事量・作業負荷・経験値に配慮したチーム内の業務分担
- イ 昼礼（15時）で進捗状況を把握
- ウ 勤務時間内の中抜けが可能（テレワーク中も可）
- エ 顧客への説明及び要請を行い、外部会議の約7割についてウェブ化

(3) 休暇取得促進

- ア 年次有給休暇の半日付与制度
- イ 年次有給休暇の取得推奨期間の設定
- ウ 付与後2年を経過した年次有給休暇の2次積立制度（病気等に活用可）

(4) テレワーク及びフレックスタイム制

- ア 朝礼、昼礼（または終礼）実施を通じたチーム内コミュニケーション活性化
- イ 毎月1回、全社員昼礼（役員が説明）にて必要な情報共有
- ウ クラウドプラットフォームの導入等による業務効率化及び就業環境整備
- エ 在宅勤務手当支給による従業員の経済的負担への配慮
- オ PC及びモニターの貸出による在宅勤務環境の整備
- カ テレワーク満足度調査（今後実施予定）

(5) 次世代育成支援、その他

- ア 男性を含めた育児休暇制度等の利用促進（現在男女各1名が利用中）
- イ 育児短時間勤務制度（子が3歳までの6時間勤務制度（法的義務）を小学校卒業まで延長可）
- ウ 健康が第一であることのトップからの発信（外部講師による健康管理講習も実施）
- エ 若手社員教育の実施